



2022年5月27日

各 位

会社名 株式会社ペイロール
代表者名 代表取締役社長 湯 浅 哲 哉
(コード番号：4489 東証グロース)
問合せ先 取締役 島 山 清 治
(TEL. 03-5520-1400)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を6月24日開催予定の当社第5回定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社の定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条(電子提供措置等)第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。
- (2) 2021年6月の東京証券取引所マザーズ市場(現 グロース市場)上場に伴う職責の拡大および当社事業の多角化に対応して経営体制の強化を図るため、現行定款第18条(員数)に定める取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数の上限を、現在の7名から15名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条(条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	第1条～第14条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 16 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は <u>7</u> 名以内とする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第 19 条～第 36 条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 16 条～17 条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は <u>15</u> 名以内とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 19 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>1 <u>定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) : 2022 年 6 月 24 日 (金)

定款変更の効力発生日 (予定) : 2022 年 6 月 24 日 (金)

以 上